

放射性物質汚染対処特措法 省令事項素案について

- ※ 以下「法」とは、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）をいう。
- ※ 以下において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

1. 汚染廃棄物対策地域（第 11 条、第 13 条及び第 14 条）

【制度の概要】

- 環境大臣は、その地域内にある廃棄物が特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染されているおそれがあると認められることその他の事情から、国がその地域内にある廃棄物の処理を実施する必要がある地域を、汚染廃棄物対策地域として指定することができることとされている。
- 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物（対策地域内廃棄物）の適正な処理を行うため、対策地域内廃棄物処理計画を定めなければならないこととされている。
- 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定したときは、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知することとされている。

(1) 汚染廃棄物対策地域の指定に係る公告及び関係地方公共団体の長への通知（第 11 条第 3 項）

- ① 法第 11 条第 3 項の規定による公告は、汚染廃棄物対策地域を指定した年月日等を明らかにするとともに、次のイからハまでのいずれかにより汚染廃棄物対策地域を明示して、官報に掲載して行うものとする。
 - イ 市町村、大字、字、小字又は地番
 - ロ 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
 - ハ 平面図
- ② 法第 11 条第 3 項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書に汚染廃棄物対策地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。
 - イ 汚染廃棄物対策地域の区域
 - ロ 汚染廃棄物対策地域を指定した年月日等

(2) 対策地域内廃棄物から除外される廃棄物（第 13 条第 1 項）

対策地域内廃棄物から除外される廃棄物は、以下のとおりとする。

- ① 警戒区域又は計画的避難区域の設定が解除された後に、これらの区域内において生ずる廃棄物（法第 30 条第 1 項の規定に基づき国が特別地域内除染実施計画に従って実施する土壌等の除染等の措置に伴い生ずる廃棄物を除く。）
- ② 法第 11 条第 1 項の規定に基づく汚染廃棄物対策地域の指定が行われた後に汚染廃

棄物対策地域に持ち込まれた廃棄物

2. 廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査（第16条）

【制度の概要】

- 一定の要件に該当する水道施設、下水道、廃棄物焼却施設等の管理者等は、これらの施設から生じた汚泥、焼却灰等について、事故由来放射性物質（セシウム134及びセシウム137をいう。以下同じ。）による汚染の状況の調査を行い、その結果を環境大臣に報告しなければならないこととされている。
- 環境大臣は、廃棄物の汚染の状況の調査結果を報告をせず、又は虚偽の報告をした者に対して、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命令することができることとされている。

(1) 調査結果の報告（第16条第1項）

法第16条第1項の規定による廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査の結果の報告は、次のとおり行うものとする。

- ① 次に掲げる事項を記載した報告書を提出して行うこと。
 - イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
 - ロ 事業場及び調査の対象とした廃棄物の保管場所の名称及び所在地
 - ハ 調査の対象とした廃棄物の種類、数量、発生した期間等
 - ニ 試料の採取を行った場所及び年月日、当該試料の採取の方法、分析の方法、結果及び当該結果の得られた年月日、当該分析を行った者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項
- ② 一月に一回以上行うこと。
- ③ 試料の採取を行った日の翌月の末日までに行うこと。

(2) 汚染の状況の調査の方法（第16条第1項）

廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査の方法は、次のとおりとする。

- ① 一定の方法により測定の対象とする試料を採取すること。
 - ※ 「一定の方法」としては、例えば、日本工業規格 K0060（産業廃棄物のサンプリング方法）のような方法を規定する。
- ② ①の規定により採取し、及び作成した測定の対象とする試料について、一定の機器¹⁾により、当該試料に含まれる事故由来放射性物質の核種ごとの放射能濃度を測定すること。

¹⁾ ゲルマニウム半導体検出器、NaI シンチレーションスペクトロメータを規定する予定。

(3) 調査義務の対象となる施設の要件（第16条第1項各号）

法第16条第1項の規定による調査義務の対象となる施設の要件は、次のとおりとする。²

- ① 水道施設については、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び新潟県（島しょ部を除く。）に所在する施設であること。
- ② 公共下水道及び流域下水道については、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び神奈川県に所在する施設であること。
- ③ 工業用水道施設については、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び新潟県（島しょ部を除く。）に所在する施設であること。
- ④ 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設については、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）に所在する施設であること。
- ⑤ 集落排水施設については、福島県に所在する施設であること。

(4) 調査に係る是正命令（第16条第2項）

法第16条第2項の規定による命令は、相当の履行期限を定めて、書面により行うものとする。

3. 指定廃棄物の指定基準（第17条第1項）

【制度の概要】

- 環境大臣は、第16条第1項の規定による調査の結果、廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が基準に適合しないと認めるときは、その廃棄物を「指定廃棄物」として指定することとされている。
- 指定廃棄物については、国がその処理を行うこととされている。

- ・ 指定廃棄物の指定基準は、セシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計値が、1キログラムあたり8,000ベクレルを超える（※）こととする。

（※）法第17条第1項では「環境大臣は、前条第一項の規定による調査の結果、同項各号に定める廃棄物の事故由来放射性物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないと認めるときは、当該廃棄物を特別な管理が必要な程度に事故由来放射性物質により汚染された廃棄物として指定するものとする。」こととされている。よって、環境省令では「セシウム134及びセシウム137の放射能濃度の合計値が、1キログラムあたり8,000ベクレル以下であること」を定めることとする。

² 環境大臣の確認を受けた施設（放射性物質による汚染状態が指定廃棄物の指定基準（「3. 指定廃棄物の指定基準」参照）に適合しない廃棄物が生ずるおそれが極めて少ない施設等を想定。）については、一定期間（例えば1年間）に限り、法第16条第1項の規定に基づく調査義務を免除する。また、地下水のみから取水を行う水道施設等については、調査義務を免除する。

4. 指定廃棄物の保管基準（第 17 条第 2 項（第 18 条第 5 項の規定により準用する場合を含む。））

【制度の概要】

- 水道施設、下水道、廃棄物焼却施設等の管理者等は、指定廃棄物が国、国の委託を受けた者等に引き渡されるまでの間、指定廃棄物の保管基準に従って保管しなければならないこととされている。

指定廃棄物の保管基準は、次のとおりとする。

- ① 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。
 - イ 周囲に囲い（保管する指定廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。
 - ロ 見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した掲示板が設けられていること。
 - a 指定廃棄物の保管の場所である旨
 - b 保管する指定廃棄物の種類（当該指定廃棄物に以下の指定廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。以下同じ。）
 - （イ）腐敗し又はそのおそれのある指定廃棄物（以下「腐敗性指定廃棄物」という。）
 - （ロ）石綿が含まれている指定廃棄物であって環境大臣が定めるもの（以下「石綿含有指定廃棄物³」という。）
 - （ハ）廃石綿及び石綿が含まれ又は付着している指定廃棄物であって環境大臣が定めるもの（以下「廃石綿等指定廃棄物⁴」という。）
 - （ニ）ばいじんであって環境大臣が定めるもの（以下「ばいじん指定廃棄物⁵」という。）
 - c 緊急時の連絡先
 - d 屋外において容器を用いずに指定廃棄物を保管する場合にあっては、②ロに規定する高さのうち最高のもの
- ② 保管の場所から指定廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 容器に収納し、又は梱包する等の措置
 - ロ 屋外で容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた指定廃棄物の高さが、一定の高さ⁶を超えないようにすること。

³ 石綿が含まれている指定廃棄物であって、石綿をその重量の〇・一パーセントを超えて含有するもの（廃石綿等指定廃棄物を除く。）を規定する予定。

⁴ 吹き付け石綿、石綿を含む保温材、断熱材及び耐火被覆材、石綿が付着しているおそれのある作業衣、その他の用具又は器具を規定する予定。

⁵ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法第 2 条第 2 項に規定する特定施設（ダイオキシン類を発生し、及び大気中に排出するものに限る。）又は廃棄物の焼却施設において発生し、集じん施設によって集められたものを規定する予定。

⁶ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「廃棄物処理法施行

ハ その他必要な措置

- ③ 指定廃棄物又は指定廃棄物の保管に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、遮水の効力、強度及び耐久力を有する遮水シート（以下「遮水シート」という。）の設置等必要な措置を講ずること。
- ④ 指定廃棄物に雨水又は地下水が浸入することを防止するため、指定廃棄物の表面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。
- ⑤ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。
- ⑥ 指定廃棄物が特定廃棄物以外の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ⑦ 石綿含有指定廃棄物、廃石綿等指定廃棄物及びばいじん指定廃棄物にあつては、これらの指定廃棄物が当該指定廃棄物以外の指定廃棄物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ⑧ 腐敗性指定廃棄物の保管を行う場合には、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 指定廃棄物から発生するガスを排除するため、ガス抜き口を設ける等必要な措置を講ずること。
 - ロ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- ⑨ 関係者以外の者に係る放射線防護のため、保管の場所の周辺に人がみだりに立ち入らないような措置を講ずること、指定廃棄物の表面を土壌で覆う等により放射線の遮へいを行うこと等必要な措置を講ずること。
- ⑩ ⑨の措置が適切に講じられていることを確認するため、指定廃棄物の保管を行う土地の境界において、指定廃棄物の保管を開始するときに放射線の量を測定し、記録し、及び当該記録を保存すること。
- ⑪ 指定廃棄物の保管の場所を変更する場合には、あらかじめ、指定廃棄物の種類及び数量、変更前及び変更後の指定廃棄物の保管の場所等を環境大臣に届け出ること。

規則」という。) 第1条の6第1号及び第2号に準じて規定する予定。

5. 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の指定の申請（第 18 条第 1 項から第 3 項まで）

【制度の概要】

- その占有する廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況について調査した結果、当該廃棄物が指定廃棄物に該当すると思料する者は、環境大臣に対し、当該廃棄物について指定廃棄物として指定することを申請することができることとされている。
- 申請をする者は、廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査の方法・結果等を記載した申請書に、所定の書類を添付し、提出しなければならないこととされている。
- 指定廃棄物については、国がその処理を行うこととされている。

(1) 指定廃棄物の指定基準（第 18 条第 1 項）

（「3. 指定廃棄物の指定基準」と同様の内容を規定する予定。）

(2) 指定の申請（第 18 条第 2 項）

① 指定申請書の記載事項は、次のとおりとする。

- イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- ロ 申請の対象とした廃棄物の保管場所の名称及び所在地
- ハ 申請の対象とした廃棄物の種類、数量、発生した時期等
- ニ 申請の対象とした廃棄物に係る試料の採取を行った場所及び年月日、当該試料の採取の方法、分析の方法、結果及び当該結果の得られた年月日、当該分析を行った者の氏名又は名称その他の調査の結果に関する事項

② 指定申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- イ 申請の対象とした廃棄物及びその保管状態を明らかにする書類及び写真
- ロ 調査の方法及び結果を明らかにする書類

(3) 汚染の状況の調査の方法（第 18 条第 3 項）

（「2. 廃棄物の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査（2）汚染の状況の調査の方法」と同様の内容を規定する予定。）

6. 特定廃棄物の処理基準（第 20 条）

【制度の概要】

- 特定廃棄物（対策地域内廃棄物又は指定廃棄物）を収集、運搬、保管又は処分する者（国及びその委託業者等）は、特定廃棄物の処理基準に従わなければならないこととされている。

○ 特定廃棄物の収集及び運搬基準（第 20 条）

（1） 特定廃棄物（事故由来放射性物質による汚染状態が指定廃棄物の指定基準以下である対策地域内廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集及び運搬の基準は、次のとおりとする。

① 収集又は運搬は、次のように行うこと。

イ 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。

ロ 特定廃棄物及び特定廃棄物から生ずる汚水が運搬車から飛散し、流出し、及び漏れ出さないように、特定廃棄物を容器に収納して運搬する等必要な措置を講ずること。

ハ 運搬車及び運搬に用いる容器は、特定廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。

ニ 特定廃棄物へ雨水が浸入することを防止するため、特定廃棄物の表面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。

ホ 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ヘ 特定廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、他の物と区分すること。

ト 石綿含有特定廃棄物⁷、廃石綿等特定廃棄物⁸及びばいじん特定廃棄物⁹にあっては、これらの特定廃棄物が当該特定廃棄物以外の特定廃棄物と混合するおそれのないように区分すること。

チ 石綿含有特定廃棄物及び廃石綿等特定廃棄物（以下この項において「石綿含有特定廃棄物等」という。）の収集又は運搬を行う場合には、当該石綿含有特定廃棄物等が破砕することのないような方法により行うこと。

リ 運搬車の表面から一メートル離れた位置における線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないよう、放射線の遮へい等必要な措置を講ずること。

ヌ ③ハ a（ヘ）の措置を講ずるため、保護具、特定廃棄物の回収のための器具その他の当該措置を講ずるために必要な器具、装置等を携行すること。

② 特定廃棄物の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

③ 運搬車を用いて特定廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、次のように行うこと。

イ 運搬車の車体の外側に以下の事項を表示すること。

a 特定廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨

b 収集又は運搬を行う者の氏名又は名称

ロ イ a、b の事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、特定廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨については日本工業規格 Z 八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字、それ以外の事項については、

⁷ 石綿含有指定廃棄物と同様の内容を規定する予定。

⁸ 廃石綿等指定廃棄物と同様の内容を規定する予定。

⁹ ばいじん指定廃棄物と同様の内容を規定する予定。

日本工業規格Z八三〇五に規定する九十ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて表示すること。

ハ 運搬車に次に掲げる書面を備え付けておくこと。

a 次に掲げる事項を記載した書面

(イ) 収集又は運搬を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(ロ) 運搬する特定廃棄物の種類及び数量

(ハ) 運搬する特定廃棄物を積載した日並びに積載した事業場等の名称、所在地及び連絡先

(ニ) 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

(ホ) 特定廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(ヘ) 事故が発生した場合の措置に関する事項

b 国、都道府県又は市町村の委託を受けて特定廃棄物の収集又は運搬を行う者にあつては、その旨を証する書面

c 国から特定廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者（以下「一次受託者」という。）の委託を受けて当該特定廃棄物の収集又は運搬を行う者にあつては、その旨及び国と一次受託者との間の委託契約書の写し

d 法第 17 条第 2 項（法第 18 条第 5 項の規定により準用する場合を含む。）の規定により指定廃棄物の保管を行う者が当該指定廃棄物の保管の場所を変更するために当該指定廃棄物の運搬を行う場合にあつては、当該指定廃棄物の指定書の写し及び当該保管の場所の変更に係る環境大臣への届出書の写し

④ 収集又は運搬する特定廃棄物の種類、数量、収集又は運搬を開始し及び終了した日、収集元及び運搬先その他の特定廃棄物の収集又は運搬に関する情報の記録を作成し、保存すること。

(2) 法第 20 条の規定による特定廃棄物（事故由来放射性物質による汚染状態が指定基準以下である対策地域内廃棄物に限る。以下この項において同じ。）の収集及び運搬の基準は、(1) ①イ、ハ及びホからチまで、②、③（ハ a(ヘ)を除く。）並びに④の例によるほか、特定廃棄物及び特定廃棄物から生ずる汚水が飛散し、流出し、及び漏れ出すことのないようにすることとする。

○ 特定廃棄物の保管基準（第 20 条）

特定廃棄物の保管の基準は、次のとおりとする。

① 特定廃棄物（事故由来放射性物質による汚染状態が指定廃棄物の指定基準以下である対策地域内廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の保管に当たっては、「4. 指定廃棄物の保管基準」の規定（4. ①ロ、⑩及び⑪を除く。）の例によるほか、次によること。

イ 保管は、見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられている場所で行うこと。

a 縦及び横それぞれ六十センチメートル以上であること。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた対策地域内廃棄物を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この限りでない。

b 4.①ロ a から d までに掲げる事項を表示したものであること。

ロ 4.⑨の措置が適切に講じられていることを確認するため、特定廃棄物の保管を行う土地の敷地の境界において、放射線の量を七日に一回以上測定し、記録し、及び当該記録を保存すること。ただし、イ a ただし書に規定する場合は、特定廃棄物の保管を開始するときに放射線の量を測定し、記録し、及び当該記録を保存すること。

ハ 周縁の地下水（保管の場所からの浸出液による保管の場所の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる場所から採取されたものに限る。）中の事故由来放射性物質の濃度を一月に一回以上測定し、記録し、及び保存すること。ただし、イ a ただし書に規定する場合は、この限りでない。

ニ 保管する特定廃棄物の種類、数量、保管を開始し及び終了した日、受入先、保管後の運搬先その他の特定廃棄物の保管に関する情報の記録を作成し、保存すること。ただし、イ a ただし書に規定する場合は、この限りでない。

② 事故由来放射性物質による汚染状態が指定廃棄物の指定基準以下である対策地域内廃棄物の保管に当たっては、次によること。

イ ①の規定（「4. 指定廃棄物の保管基準」②、④及び⑨に係る部分を除く。）の例によること。

ロ 保管の場所から対策地域内廃棄物が飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないように、次に掲げる措置を講ずること。

a 屋外で容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた対策地域内廃棄物の高さが、一定の高さ¹⁰を超えないようにすること。

b その他必要な措置

○ 特定廃棄物の中間処理基準（第20条）

（1） 特定廃棄物（事故由来放射性物質による汚染状態が指定廃棄物の指定基準以下である対策地域内廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この項において同じ。）の基準は、次のとおりとする。

① 特定廃棄物の処分は、次のように行うこと。

¹⁰ 廃棄物処理法施行規則第1条の6第1号及び第2号に準じて規定する予定。

- イ 特定廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - ロ 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ハ 特定廃棄物の処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。
- ② 特定廃棄物を焼却する場合には、次のように行うこと。
- イ 次の構造を有する焼却設備を用いて焼却すること。
 - a 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏八百度以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。
 - b 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
 - c 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
 - d 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
 - e 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備にあっては、この限りでない。
 - f バグフィルター等燃焼ガス中の事故由来放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備を備えていること。
 - ロ 次の方法により焼却すること。
 - a 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
 - b 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D八〇〇四に定める汚染度が二十五パーセントを超える黒煙が排出されないように焼却すること。
 - c 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。
- ③ 特定廃棄物を破砕する場合は、破砕によって生ずる粉じんに含まれる事故由来放射性物質の周囲への飛散を防止するため、建物の中に設けられた設備を用いて破砕する等必要な措置を講ずること。
- ④ 処分に伴い生ずる排ガス又は排水中の事故由来放射性物質、有害物質¹¹等の濃度等を測定すること¹²。
- ⑤ 処分に伴い生ずる排ガス又は排水の排出口において当該排ガス中又は排水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場周辺の大気中又は事業場周辺の公共用水域の水中の事故由来放射性物質¹³の三月間の平均濃度について、次の式により算定した値が一を超えないようにすること。
- イ 大気中の事故由来放射性物質の濃度

¹¹ ダイオキシン類、一酸化炭素等を想定。

¹² 事故由来放射性物質については1月に1回。有害物質等については廃棄物処理法に定める頻度。

¹³ 当該排ガス又は排水に由来するものに限ることを想定。

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}}$$

ロ 公共用水域の水中の事故由来放射性物質の濃度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$

- ⑥ 事業場の敷地の境界において放射線の量を七日に一回以上測定すること。
- ⑦ 処分する特定廃棄物の種類及び数量、受入先、処分後の運搬先、処分の用に供する施設の維持管理に当たって行った測定その他の特定廃棄物の処分に関する情報の記録を作成し、保存すること。

(2) 法第 20 条の規定による特定廃棄物（事故由来放射性物質による汚染状態が指定廃棄物の指定基準以下である対策地域内廃棄物に限る。）の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この項において同じ）の基準は、(1) (③を除く。) の例によることとする。

○ 特定廃棄物の埋立処分基準（第 20 条）

(1) 特定廃棄物（事故由来放射性物質による汚染状態が 100,000Bq/kg を超えるものに限る。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

① 埋立処分は、次のように行うこと。

イ 特定廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。

ロ 埋立処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ハ 周囲に囲いが設けられ、かつ、特定廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。

ニ 埋立処分の場所（以下「埋立地」という。）のうちの一定の場所において、かつ、特定廃棄物が分散しないように埋め立てるとともに、当該特定廃棄物を埋め立てた位置を示す図面を作成し、保存すること。

② 埋立ては、十分な水密性、強度及び耐久力を有する等の要件を備えた外周仕切設備によって公共の水域及び地下水と遮断された埋立地において行うこと。

③ 次のイからへまでに掲げる特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、当該イからへまでに掲げる措置を講ずること。

イ 汚泥（有機性の汚泥を除く。） 焼却設備を用いて焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にすること。

ロ 廃油及び腐敗物（コンクリート固型化を行ったものを除く。） 焼却設備を用いて焼却すること。

ハ 廃プラスチック類（石綿含有特定廃棄物を除く。） 中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し若しくは切断し、又は焼

却設備を用いて焼却すること。

ニ ゴムくず 最大径おおむね十五センチメートル以下に破碎し若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること。

ホ ばいじん又は燃え殻 水分を添加し、固型化し、こん包する等当該ばいじん又は燃え殻の大気中への飛散を防止するために必要な措置。

ヘ 廃石綿等特定廃棄物 大気中に飛散しないように、固型化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包すること。

④ 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。

イ 周縁の地下水の水質を測定すること¹⁴。

ロ 周縁の地下水の水質について、重金属、VOC類¹⁵、ダイオキシン類及び事故由来放射性物質に係る水質の悪化（その原因が当該埋立地以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

ハ その他必要な措置

⑤ 埋立地の周辺における放射線量を七日に一回以上測定すること。ただし、埋立処分が終了した埋立地にあつては、一月に一回以上測定すること。

⑥ 埋め立てられた特定廃棄物の種類及び数量、受入先、埋立地の維持管理に当たって行った測定その他の措置の記録を作成し、保存すること。

⑦ 一日の埋立作業を終了する場合には、特定廃棄物の表面を遮へい物で覆う等、関係者以外の者に係る放射線防護のために必要な措置を講ずること。

⑧ 埋立処分を終了する場合（埋立地を小区画に区切って埋立てを行っている場合には、当該小区画に係る埋立処分の終了を含む。）には、関係者以外の者に係る十分な放射線防護の効力を有する覆い等により開口部を閉鎖すること。

⑨ 埋立地には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

⑩ 埋立処分のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

⑪ 廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行ってはならないこと。

(2) 特定廃棄物（(1)に掲げる特定廃棄物及び事故由来放射性物質による汚染状態が指定廃棄物の指定基準以下である対策地域内廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

① (1) ①、⑤、⑥及び⑨から⑪までの例によること。

¹⁴ 重金属、VOC類等については廃棄物処理法に定める頻度。事故由来放射性物質については一月に一回。

¹⁵ 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「最終処分基準省令」という。）別表第二の上欄に掲げる項目を想定。

- ② 公共の水域及び地下水と遮断されている場所（以下「遮断型処分場」という。）以外の場所において特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。
- イ 埋立地のうちの厚さが合計おおむね五十センチメートル以上である土壌の層¹⁶が敷設された場所において行うこと。
 - ロ あらかじめ、特定廃棄物に雨水、地下水その他の水が浸入した場合における事故由来放射性物質の溶出を低減するため、特定廃棄物を環境大臣が定める方法により固型化¹⁷すること。ただし、次の a から d までに掲げる特定廃棄物にあっては、あらかじめ、当該 a から d までに掲げる措置を講じた後、当該方法により固型化すること。
 - a 汚泥 焼却設備を用いて焼却し、又は含水率八十五パーセント以下にすること
 - b 廃油 焼却設備を用いて焼却すること
 - c 廃プラスチック類（石綿含有特定廃棄物を除く。） 中空の状態でないように破碎し若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること
 - d ゴムくず 破碎し若しくは切断し、又は焼却設備を用いて焼却すること
 - ハ ロの措置を講じた特定廃棄物が大気中に飛散しないように、損傷しにくい容器に収納すること。ただし、当該特定廃棄物が廃石綿等特定廃棄物である場合にあっては、耐水性の材料で二重にこん包すること。
 - ニ 特定廃棄物を埋め立てる場所には、あらかじめ、一定の要件¹⁸を備えた土壌の層（以下「不透水性土壌層」という。）を敷設するとともに、特定廃棄物を埋め立てた後、当該特定廃棄物の表面及び側面に不透水性土壌層を設けること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。
 - a 雨水が浸入しないよう必要な措置が講じられた場所で埋立処分を行う場合
 - b 放射能の時間による減衰によって放射性物質の濃度が指定基準未満となるのに必要な期間当該特定廃棄物に雨水が浸入することを防止するため、十分な水密性、強度及び耐久力を有する鉄筋コンクリートその他の材質で造られた容器に収納された特定廃棄物の埋立処分を行う場合
 - ホ 事故由来放射性物質の溶出量が少ないものとして環境大臣が定める基準に適合すると環境大臣が認めた特定廃棄物にあっては、ロからニまでの規定は適用しないこと。この場合において、当該特定廃棄物のうち、（1）③イからホまでに掲げる特定廃棄物にあっては、あらかじめ、当該イからホまでに掲げる措置を講ずること。
- ③ 遮断型処分場において（1）③イからへまでに掲げる特定廃棄物の埋立処分を行う

¹⁶ 中間覆土層の厚さを含む。

¹⁷ 金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準（昭和 52 年環境省告示 5 号）に規定する方法等を想定。

¹⁸ 「8,000Bq/kg を超え 100,000Bq/kg 以下の焼却灰等の処分方法に関する方針」（平成 23 年 8 月 31 日環境省）において示されている隔離層の要件に準じたものとするを想定。

- 場合には、あらかじめ、当該（１）③イからへまでに掲げる措置を講ずること。
- ④ 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な次に掲げる措置を講ずること。ただし、遮断型処分場において埋立処分を行う場合には、ロ d に掲げる措置を講ずること。
- イ 遮水工、保有水等集排水設備、浸出液処理設備その他埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な設備を設けること。
- ロ 放流水及び周縁の地下水の水質の維持を、次のとおり行うこと。
- a 放流水の水質を測定すること¹⁹。
- b 放流水の水質を重金属、VOC類²⁰及びダイオキシン類の許容限度²¹に適合させること。
- c 排水口において放流水の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、埋立地周辺の水中の事故由来放射性物質²²の三月間の平均濃度について、次の式により算定した値が一を超えないようにすること。
- $$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$
- d (１) ④イからへまでに掲げる措置を講ずること。
- ⑤ 一日の埋立作業を終了する場合には、次によること。
- イ 特定廃棄物の表面を土壌で覆う等、関係者以外の者に係る放射線防護のために必要な措置を講ずること。
- ロ ②ニに規定する措置を講ずる場合にあっては、特定廃棄物の表面に不透水性土壌層を設けるまでの間、当該特定廃棄物に雨水が浸入することを防止するため、その表面を遮水の効力を有する遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。
- ⑥ 埋立処分を終了する場合（埋立地を小区画に区切って埋立てを行っている場合には、当該小区画に係る埋立処分の終了を含む。）には、次によること。
- イ 厚さがおおむね五十センチメートル以上の土壌による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、遮断型処分場にあつては、環境大臣が定める要件を備えた鉄筋コンクリートで造られた覆いにより閉鎖すること。
- ロ ②ニに規定する措置を講じた場合にあっては、イに規定する覆いに雨水その他の地表水を有効に排水できる勾配を付する等、雨水その他の地表水が浸入することによる当該不浸透性土壌層の流出を防止するために必要な措置を講ずること。

¹⁹ 重金属、VOC類等については廃棄物処理法に定める頻度。事故由来放射性物質については一月に一回。

²⁰ 最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目を想定。

²¹ 最終処分基準省令別表第一上欄に掲げる項目ごとに下欄に掲げる基準及びダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第二の下欄に定めるダイオキシン類を想定。

²² 当該放流水に由来するものに限ることを想定。

(3) 特定廃棄物(事故由来放射性物質による汚染状態が指定廃棄物の指定基準以下である対策地域内廃棄物に限り、(4)に掲げる特定廃棄物を除く。以下この項において同じ。)の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

- ① (1)(2、4、7及び8を除く。)並びに(2)②イ、④及び⑥イの規定の例によること。
- ② 遮断型処分場以外の場所において特定廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる特定廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壌でおおむね五十センチメートル覆うこと。
- ③ ばいじんの埋立処分を行う場合にあっては、雨水の浸入を低減するために必要な措置を講ずること。

(4) 特定廃棄物(事故由来放射性物質による汚染状態が指定廃棄物の指定基準以下である対策地域内廃棄物であって、公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれがないものとして一定の要件²³に該当するものに限る。以下この項において同じ。)の埋立処分の基準は、次のとおりとする。

- ① (1)①、③ハ及びニ、④(ダイオキシン類に係る部分を除く。)、⑤、⑥、⑨及び⑩並びに(2)②イ及び⑥イの例によること。
- ② 埋立地からの浸透水(特定廃棄物の層を通過した雨水等をいう。以下同じ。)の水質の維持を、次のとおり行うこと。ただし、(2)④に規定する措置を講ずる場合及び遮断型処分場で埋立処分を行う場合にあっては、この限りでない。
 - イ 浸透水の水質を測定すること²⁴。
 - ロ 浸透水の水質について重金属、VOC類²⁵及び事故由来放射性物質に係る水質の悪化(その原因が当該埋立地以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

²³ ①事故由来放射性物質の溶出量が極めて少ないこと、及び、②いわゆる安定5品目(廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類)であること、を規定する予定。

²⁴ 最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目については一年に一回、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量については一月に一回、事故由来放射性物質の濃度については一月に一回以上を想定。

²⁵ 最終処分基準省令別表第二の上欄に掲げる項目を想定。

7. 廃棄物処理法が適用されない廃棄物（第 22 条）

【制度の概要】

○ 事故由来放射性物質によって汚染された廃棄物については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定に基づき廃棄される物、特定廃棄物（対策地域内廃棄物及び指定廃棄物）その他環境省令で定める物を除き、廃棄物処理法を適用することとされている。

・ 事故由来放射性物質によって汚染された廃棄物のうち、廃棄物処理法が適用されない廃棄物として法第22条の環境省令で定める物は、次に掲げる物（廃棄物であるものに限る。）とする。

- ① 医療法（昭和23年法律第215号）に基づき廃棄される医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第30条の11第1項に規定する医療用放射性汚染物
- ② 臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）に基づき廃棄される臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第12条第1項第5号に規定する検体検査用放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物
- ③ 薬事法（昭和35年法律第145号）に基づき廃棄される放射性医薬品の製造及び取扱規則（昭和36年厚生省令第4号）第1条第4号に規定する放射性物質等
- ④ 獣医療法（平成4年法律第46号）に基づき廃棄される獣医療法施行規則（平成4年農林水産省令第44号）第6条の10第1項に規定する獣医療用放射性汚染物

8. 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理基準（第 23 条第 1 項及び第 2 項）

【制度の概要】

○ 事故由来放射性物質に汚染され、又は事故由来放射性物質に汚染されたおそれがある廃棄物（特定一般廃棄物、特定産業廃棄物）の処理を行う者は、廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準に加えて、特別の処理基準に従わなければならないこととされている。

○ 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の要件

（1） 特定一般廃棄物の要件

特別の処理基準が適用される「特定一般廃棄物」に該当する廃棄物は、次のとおりとする。

- ① 特別地域内除染実施区域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた一般廃棄物
- ② 岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県又は東京都（島しょ部を除く。）に所在する一般廃棄物処理施設である焼却施設から生

じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻

- ③ 福島県に所在する集落排水施設から生じた汚泥等の堆積物
- ④ ①～③に定めるもののほか、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある一般廃棄物²⁶

(2) 特定産業廃棄物の要件

特別の処理基準が適用される「特定産業廃棄物」に該当する廃棄物は、次のとおりとする。

- ① 特別地域内除染実施区域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた産業廃棄物
- ② 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び新潟県（島しょ部を除く。）に所在する水道施設から生じた汚泥等の堆積物
- ③ 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び神奈川県に所在する公共下水道又は流域下水道に係る発生汚泥等
- ④ 宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び新潟県（島しょ部を除く。）に所在する工業用水道施設から生じた汚泥等の堆積物
- ⑤ 岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都（島しょ部を除く。）に所在する産業廃棄物処理施設である焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻
- ⑥ ①～⑤に定めるもののほか、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがある産業廃棄物

○ 特別の処理基準

特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の処理の基準²⁷は、次のとおりとする。

- (1) 特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を焼却する場合には、バグフィルター等燃焼ガス中の事故由来放射性物質を除去する高度の機能を有する排ガス処理設備を備えている焼却設備を用いて焼却すること。
- (2) 特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物（公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれがないものとして一定の要件²⁸に該当するものを除く。以下この項において同

²⁶ 廃稲わら、廃堆肥等を想定。

²⁷ 廃棄物処理法に基づく廃棄物の処理基準に加えて適用される処理基準のみを記載している。

²⁸ ①事故由来放射性物質の溶出量が極めて少ないこと、及び、②いわゆる安定五品目（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類）であること、を規定する予定。

じ。)を埋立処分する場合には、次によること。

- ① 特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の処分の場所であることの表示がされている場所で行うこと。
 - ② 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、遮水工、保有水等集排水設備、浸出液処理設備等の設置その他必要な措置を講ずること。ただし、公共の水域及び地下水と遮断されている場所(以下「遮断型処分場」という。)において埋立処分を行う場合は、この限りでない。
 - ③ 埋立地のうちの厚さが合計おおむね五十センチメートル以上である土壌の層が敷設された場所において行うこと。ただし、遮断型処分場で埋立処分を行う場合は、この限りでない。
 - ④ 埋立地のうちの一定の場所において、かつ、特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物が分散しないように埋め立てること。
 - ⑤ 遮断型処分場以外の場所において特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね三メートル以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土壌でおおむね五十センチメートル覆うこと。
 - ⑥ 埋立処分を終了する場合には、厚さがおおむね五十センチメートル以上の土壌による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。ただし、遮断型処分場にあつては、環境大臣が定める要件を備えた鉄筋コンクリートで造られた覆いにより閉鎖すること。
 - ⑦ ばいじんの埋立処分を行う場合にあつては、雨水の浸入を低減するために必要な措置を講ずること。
 - ⑧ 海面処分場のうち、放流水中の事故由来放射性物質の濃度を適切に管理することができるものについては、③、⑤及び⑦の基準は適用しないこと。
- (3) 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物(公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれがないものとして一定の要件²⁹に該当するものに限る。)の埋立処分に当たっては、(2)①、③、④及び⑥及び⑧(③に係る部分に限る。)の規定の例によること。
- (4) 特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物は、海洋投入処分を行ってはならないこと。

²⁹ ①事故由来放射性物質の溶出量が極めて少ないこと、及び、②いわゆる安定五品目(廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず並びにがれき類)であること、を規定する予定。

9. 特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の維持管理基準（第24条第1項及び第2項）

【制度の概要】

- 事故由来放射性物質により汚染されたおそれのある廃棄物の処理を行う可能性の高い一定の廃棄物処理施設（特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設）の設置者等は、廃棄物処理法に基づく施設の維持管理基準に加えて、特別の維持管理基準に従わなければならないこととされている。

○ 特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の要件

（1） 特定一般廃棄物処理施設の要件

特別の維持管理基準が適用される「特定一般廃棄物処理施設」に該当する施設は、次のとおりとする。

- ① 一般廃棄物処理施設である焼却施設であって、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）に所在するもの³⁰
- ② 一般廃棄物処理施設である最終処分場であって、特定一般廃棄物の埋立処分の用に供するもの

（2） 特定産業廃棄物処理施設の要件

特別の維持管理基準が適用される「特定産業廃棄物処理施設」に該当する施設は、次のとおりとする。

- ① 産業廃棄物処理施設である焼却施設であって、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）に所在するもの³⁰
- ② 産業廃棄物処理施設である最終処分場であって、特定産業廃棄物の埋立処分の用に供するもの

○ 特別の維持管理基準

特定一般廃棄物処理施設及び特定産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準³¹は、次のとおりとする。

（1） 焼却施設にあつては、次のとおりとする。

- ① 処分に伴い生ずる排ガス及び排水中の事故由来放射性物質の濃度を一月に一回以

³⁰ 環境大臣の確認を受けた施設（放射性物質による汚染状態が指定廃棄物の指定基準（「3. 指定廃棄物の指定基準」参照）に適合しない廃棄物が生ずるおそれが極めて少ない施設等を想定。）については、一定期間（例えば1年間）に限り、特定一般廃棄物処理施設・特定産業廃棄物処理施設から除外する。

³¹ 廃棄物処理法に基づく維持管理基準に加えて適用される基準のみを記載している。

上測定すること。

- ② 処分に伴い生ずる排ガス又は排水の排出口において当該排ガス中又は排水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場周辺の大気中又は事業場周辺の公共用水域の水中の事故由来放射性物質³²の三月間の平均濃度について、次の式により算定した値が一を超えないようにすること。

イ 大気中の事故由来放射性物質の濃度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}}$$

ロ 公共用水域の水中の事故由来放射性物質の濃度

$$\frac{{}^{134}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{{}^{137}\text{Cs の濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$

- ③ 事業場の敷地の境界において放射線の量を七日に一回以上測定すること。
④ 処分した特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の種類及び数量、処分の用に供する施設の維持管理に当たって行った測定その他の特定廃棄物の処分に関する記録を作成し、保存すること。

(2) 管理型処分場にあつては、次のとおりとする。

- ① 放流水の事故由来放射性物質の濃度を一月に一回以上測定すること。
② 排水口において放流水中の事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、埋立地周辺の公共用水域の水中の事故由来放射性物質³³の三月間の平均濃度について、
(1) ②ロの式により算定した値が一を超えないようにすること。
③ 周縁の地下水の事故由来放射性物質の濃度を一月に一回以上測定すること。
④ 周縁の地下水について事故由来放射性物質に係る水質の悪化（その原因が当該埋立地以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。
⑤ 埋立地の周辺における放射線量を七日に一回以上測定すること。ただし、埋立処分が終了した埋立地にあつては、一月に一回以上測定すること。
⑥ 埋め立てられた特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の種類及び数量、当該特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物を埋め立てた位置、埋立地の維持管理に当たって行った測定その他の特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物の埋立処分に関する記録を作成し、保存すること。

(3) 遮断型処分場にあつては、(2) ③から⑥の規定の例によることとする。

(4) 安定型処分場にあつては、次のとおりとする。

³² 当該排ガス又は排水に由来するものに限ることを想定。

³³ 当該放流水に由来するものに限ることを想定。

- ① (2) ③から⑥までの規定の例によること。
- ② 浸透水（特定一般廃棄物又は特定産業廃棄物の層を通過した雨水をいう。以下同じ。）の事故由来放射性物質の濃度を一月に一回以上測定すること。
- ③ 浸透水について事故由来放射性物質に係る水質の悪化（その原因が当該埋立地以外にあることが明らかであるものを除く。）が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。

10. 除染特別地域の指定（第 25 条）

【制度の概要】

- 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみてその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染が著しいと認められることその他の事情から国が土壌等の除染等の措置並びに除去土壌の収集、運搬、保管及び処分を実施する必要がある地域を、除染特別地域として指定することができることとされている。
- 環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知することとされている。

- ・ 除染特別地域の指定に係る公告及び関係地方公共団体の長への通知（第 25 条第 4 項）
 - ① 法第 25 条第 4 項の規定による公告は、除染特別地域を指定した年月日等を明らかにするとともに、次のイからハまでのいずれかにより除染特別地域を明示して、官報に掲載して行うものとする。
 - イ 市町村、大字、字、小字又は地番
 - ロ 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
 - ハ 平面図
 - ② 法第 25 条第 4 項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書に除染特別地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。
 - イ 除染特別地域の区域
 - ロ 除染特別地域を指定した年月日等

11. 特別地域内除染実施計画（第 28 条及び第 29 条）

【制度の概要】

- 環境大臣は、除染特別地域を指定したときは、当該除染特別地域について、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、当該除染特別地域に係る除染等の措置等の実施に関する計画（以下「特別地域内除染実施計画」という。）を定めなければならないこととされている。
- 環境大臣は、除染特別地域の区域の変更により、又は除染特別地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、特別地域内除染実施計画を変更することができ、当該変更するときは、軽微な変更の場合を除き、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならないこととされている。

・ 特別地域内除染実施計画の軽微な変更（第 29 条第 2 項）

- ① 対象区域の面積の 10%未満の変更
- ② 実施する区域の面積の 10%未満の変更
- ③ 土壌等の除染等の措置の追加と変更のうち軽微なもの
- ④ 着手予定時期及び完了予定時期の変更 等

12. 国による特別地域内除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施（第 30 条）

【制度の概要】

- 特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置は、関係人（土壌等の除染等の措置を実施しようとする土地又はこれに存する工作物、立木その他土地に定着する物件に関し土壌等の除染等の措置の実施の妨げとなる権利を有する者をいう。）の同意を得て、実施しなければならないこととされている。
- 国は、特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなく関係人又はその所在が知れないため、関係人の同意を得ることができないときは、当該土壌等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壌等の除染等の措置の内容等を官報に掲載することができることとされている。
- 当該掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、国に対し、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができることとされている。

（1）官報に掲載することができる事項（第 30 条第 4 項）

官報に掲載することができる事項は、以下に掲げる事項とする。

- ① 土壌等の除染等の措置を実施する土地の住所
- ② 土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先
- ③ 土壌等の除染等の措置の内容

- ④ 措置の実施予定月
- ⑤ その他必要な事項

(2) 関係人の提出する土壌等の除染等の措置についての意見書（第30条第5項）

意見書は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名等とともに意見の内容等を文書に記載して行うものとする。

13. 除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管（第31条）

【制度の概要】

- 国は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等を、やむを得ず当該除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができることとされている。
- ただし、当該土地が警戒区域設定指示の対象区域であること、過失がなく当該土地の所有者等が知れないこと等により当該土地の所有者等に当該除去土壌等を保管させることが困難な場合には、国が、当該土地において当該除去土壌等を保管することができることとされている。
- 環境大臣は、除染特別地域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならないこととされている。

・ 台帳の作成（第31条第3項）

台帳は、以下に掲げる事項を記載するとともに除去土壌等の保管場所を明らかにした図面を添えて管理することとする。

- ① 土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ② 保管を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ③ 保管を行う所在地
- ④ 保管を開始した年月日
- ⑤ 種類及び数量
- ⑥ 保管開始時点における空間線量率

14. 汚染状況重点調査地域の指定（第 32 条）

【制度の概要】

- 環境大臣は、その地域及びその周辺の地域において検出された放射線量等からみて、その地域をその地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的に調査測定することが必要な地域を、汚染状況重点調査地域として指定するものとされている。
- 環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定したときは、遅滞なく、その旨を公告するとともに、関係地方公共団体の長に通知しなければならないこととされている。

- ・ 汚染状況重点調査地域の指定に係る公告及び関係地方公共団体の長への通知（第 32 条第 4 項）
 - ① 法第 32 条第 4 項の規定による公告は、汚染状況重点調査地域を指定した年月日を明らかにするとともに、次の各号の一以上により汚染状況重点調査地域を明示して、官報に掲載して行うものとする。
 - イ 市町村、大字、字、小字又は地番
 - ロ 一定の地物、施設、工作物又はこれらからの距離及び方向
 - ハ 平面図
 - ② 法第 32 条第 4 項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した通知書に除染特別地域の区域を表示した図面を添えてするものとする。
 - イ 除染特別地域の区域
 - ロ 除染特別地域を指定した年月日

15. 汚染状況重点調査地域内の汚染の状況の調査測定（第 34 条）

【制度の概要】

- 都道府県知事又は政令で定める市町村の長（以下「都道府県知事等」という。）は、汚染状況重点調査地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について調査測定をすることができることとされている。

- ・ 調査測定の方法（第 34 条第 1 項）

事故由来放射性物質による環境の汚染の状況についての調査測定は、数値が正確に検出される放射線測定機器を用いて、地表から 50～100cm の高さで測定することとする。

16. 除染実施計画（第 36 条及び第 37 条）

【制度の概要】

- 都道府県知事等は、汚染状況重点調査地域内の区域であって、調査測定の結果により事故由来放射性物質による環境の汚染状態が環境省令で定める要件に適合しないと認めるものについて、除染等の措置等を総合的かつ計画的に講ずるため、除染等の措置等の実施に関する計画（除染実施計画）を定めるものとされている。
- 都道府県知事等は、除染実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公告するとともに、関係市町村長に通知しなければならないこととされている。
- 都道府県知事等は、除染実施区域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況の変動等により必要が生じたときは、除染実施計画を変更することができ、当該変更をするときは、軽微な変更の場合を除き、あらかじめ、第 36 条第 3 項に基づく協議会を設置している場合にはあつてはその意見を、その他の場合にあつては当該除染実施計画において除染等の措置等を実施者として定められることが見込まれる者その他の関係者の意見を聴くとともに、環境大臣に協議等しなければならないこととされている。

(1) 計画において定める事項（第 36 条第 2 項第 7 号）

- ① 計画において配慮すべき事項
- ② その他計画に必要な事項

(2) 計画を定めた際の公告の方法（第 36 条第 5 項）

- ① 計画を定めた旨と当該計画を公報掲載することその他所定の手段により行うものとする。
- ② 都道府県知事が定めた場合にあつては、計画に該当する市町村の長に通知を行うものとする。

(3) 除染実施計画の軽微な変更（第 37 条第 2 項）

- ① 対象区域の面積の 10%未満の変更
- ② 実施する区域の面積の 10%未満の変更
- ③ 土壌等の除染等の措置の追加と変更のうち軽微なもの
- ④ 法第 35 条第 3 項の規定に基づく合意により除染等の措置等を実施する者が変更される場合であつて軽微なもの
- ⑤ 着手予定時期及び完了予定時期の変更

17. 除染実施計画に基づく除染等の措置等の実施（第38条）

【制度の概要】

- 除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置は、関係人の同意を得て、実施しなければならないこととされている。
- 国、都道府県又は市町村は、除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置を実施しようとする場合において、過失がなく関係人又はその所在が知れないため、関係人の同意を得ることができないときは、当該土壌等の除染等の措置を実施する土地等、当該土壌等の除染等の措置の内容等を官報（都道府県又は市町村にあっては、当該都道府県又は市町村の公報）に掲載することができることとされている。
- 当該掲載があったときは、関係人は、その掲載の日から三月を経過する日までの間に、その掲載をした国、都道府県又は市町村に対し、当該土壌等の除染等の措置についての意見書を提出することができることとされている。
- 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、除染実施者に対し、当該除染実施計画の進捗状況について報告を求めることができることとされている。

(1) 官報に掲載することができる事項（第38条第4項）

官報に掲載することができる事項は、以下に掲げる事項とする。

- ① 土壌等の除染等の措置を実施する土地
- ② 土壌等の除染等の措置を実施する者の氏名又は名称及び連絡先
- ③ 土壌等の除染等の措置の内容
- ④ その他必要な事項

(2) 関係人の提出する土壌等の除染等の措置についての意見書（第38条第5項）

意見書は、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名等とともに意見の内容等を文書に記載して行うものとする。

(3) 報告の方法（第38条第8項）

必要な事項の報告を求めるときは、報告の必要な事項を記載した文書により報告を求めることができる。

18. 土壌等の除染等の措置を実施した土地における除去土壌等の保管（第39条）

【制度の概要】

- 除染実施者（国、都道府県又は市町村）は、やむを得ず除去土壌等に係る土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する必要があると認めるときは、当分の間、当該土地の所有者等に対し、当該土地において当該除去土壌等を保管させることができることとされている。
- 除染実施者は、除去土壌を保管したとき、又は土地の所有者等に除去土壌等を保管させたときは、遅滞なく、当該土壌等の除染等の措置を実施した土地等に係る除染実施計画を定めた都道府県知事等に当該除去土壌等を保管した土地の所在地及び保管の状態等を定める事項を届け出なければならないこととされている。
- 除染実施計画を定めた都道府県知事等は、除染実施区域内の土地等に係る除去土壌等の保管に関する台帳を作成し、これを管理しなければならないこととされている。

（1） 除染実施者による届出（第39条第3項）

届出は、以下の事項等を記載した書面又は電子情報処理組織を使用する方法により行うとともに除去土壌等の保管場所を明らかにした図面を添えて行うこととする。

- ① 土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ② 保管を開始した年月日
- ③ 除去土壌等の種類及び数量
- ④ 保管開始時点における空間線量率

（2） 台帳の作成（第39条第5項）

台帳は、以下に掲げる事項等を記載するとともに除去土壌等の保管場所を明らかにした図面を添えて管理することとする。

- ① 土地の所有者等の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ② 保管を行う者の氏名又は名称、住所及び連絡先
- ③ 保管を行う所在地
- ④ 保管を開始した年月日
- ⑤ 除去土壌等の種類及び数量
- ⑥ 保管開始時点における空間線量率

19. 土壌等の除染等の措置の基準（第40条）

【制度の概要】

- 除染特別地域又は除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該土壌等の除染等の措置を行わなければならないこととされている。

・ 土壌等の除染等の措置の基準

土壌等の除染等の措置の基準は、次のとおりとする。

一 工作物及び道路の除染等の措置

イ 洗淨

ロ 草刈り又は汚泥、落葉等の除去

ハ 表面の削り取り

ニ イからハまでのほか、除染等の措置としてイからハまでと同等以上の効果があるものと認められるもの

二 土壌の除染等の措置

イ 表土の削り取り

ロ 土壌により覆うこと（表土と表土の下層にある土壌の入換えを含む。）

ハ 深耕

ニ イからハまでのほか、除染等の措置としてイからハまでと同等以上の効果があるものと認められるもの

三 草木の除染等の措置

イ 草刈り（芝、牧草等の刈取りを含む。）

ロ 下草、落葉又は落枝の除去

ハ 立木の枝打ち又は伐採

ニ イからハまでのほか、除染等の措置としてイからハまでと同等以上の効果があるものと認められるもの

四 その他の除染等の措置（前三項に掲げるものを除く。）

イ 堆積物等の除去

ロ イのほか、除染等の措置としてイと同等以上の効果があるものと認められるもの

五 除染等の措置の実施の前後に放射線量を測定すること。ただし、放射性物質の濃度を測定することを妨げない。

六 除染等の措置に当たっては、除去土壌等が飛散し、及び流出しないようにすること。

七 除染等の措置に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

八 除去土壌等による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。

九 除去土壌等がその他のものと混合するおそれのないように、他のものと区分すること。

十 除染等の措置を行う者は、除染等の措置を行った場所、除去土壌等の数量等について記録し、これを保存すること。

20. 除去土壌の処理の基準等（第41条）

【制度の概要】

○ 除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、環境省令で定める基準に従い、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行わなければならないこととされている。

(1) 除去土壌の収集及び運搬の基準

除去土壌の収集及び運搬の基準は、次のとおりとする。

- 一 収集又は運搬は、次のように行うこと。
 - イ 人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。
 - ロ 除去土壌が飛散し、及び流出しないようにすること。
 - ハ 収集又は運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
 - ニ 除去土壌がその他のものと混合するおそれのないように、他のものと区分すること。
 - ホ 除去土壌が運搬車から飛散し、及び流出しないように、損傷しにくい運搬容器に収納すること。ただし、容器を用いずに除去土壌を積載した場合にあっても除去土壌が飛散及び流出しないように必要な措置が講じられている運搬車を用いる場合は、この限りでない。
 - へ 運搬車及び運搬に用いる容器は、除去土壌が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。
 - ト 除去土壌へ雨水が浸入することを防止するため、除去土壌の表面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。ただし、容器を用いずに除去土壌を積載した場合にあっても除去土壌へ雨水が浸入することを防止するため必要な措置が講じられている運搬車を用いる場合は、この限りでない。
 - チ 運搬車の表面から一メートル離れた位置における線量当量率の最大値が百マイクロシーベルト毎時を超えないよう、放射線の遮へいその他必要な措置を講ずること。
 - リ リの(3)の(イ)の(vi)の書面に記載した措置を講ずるため、保護具、除去土壌の回収のための器具その他の当該措置を講ずるために必要な器具、装置等を携行すること。
- 二 運搬車を用いて除去土壌の収集又は運搬を行う場合には、次のように行うこと。
- イ 運搬車の車体の外側に次の事項を表示すること。
 - (1) 除去土壌の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨
 - (2) 収集又は運搬を行う者の氏名又は名称
 - ロ イに掲げる事項については、識別しやすい色の文字で表示するものとし、除去土壌の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨については日本工業規格Z八三〇五に規定する百四十ポイント以上の大きさの文字、それ以外の事項については、日本工業規格Z八三〇五に規定する九十ポイント以上の大きさの文字及び数字を

用いて表示しなければならない。

ハ 運搬車に次に掲げる書面を備え付けておくこと。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

(2) 運搬する除去土壌の量

(3) 運搬する除去土壌を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先

(4) 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

(5) 除去土壌を取り扱う際に注意すべき事項

(6) 事故が発生した場合の措置を記載した書面

ニ 国、都道府県又は市町村の委託を受けて除去土壌の収集又は運搬を行う者にあつては、その旨を証する書面

ホ 国等から除去土壌の収集又は運搬の委託を受けた者（以下「一次受託者」という。）の委託を受けて当該除去土壌の収集又は運搬を行う者にあつては、その旨及び国等と一次受託者との間の委託契約書の写し

三 除去土壌の収集又は運搬のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。

四 収集又は運搬を行う者は、運搬する除去土壌の量、収集元及び運搬先等について記録し、これを保存すること。

(2) 除去土壌の保管の基準

除去土壌の保管の基準は、次のとおりとする。

一 除去土壌の一時的な保管に当たっては、次によること。

イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(1) 周囲に囲いが設けられていること。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この限りでない。

(2) 見やすい箇所に除去土壌の保管の場所である旨その他除去土壌の保管に関し次に掲げる事項を表示した掲示板が設けられていること。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この限りでない。

(イ) 除去土壌の保管の場所である旨

(ロ) 緊急時の連絡先

(3) 保管の場所から除去土壌が飛散し、流出し、及び悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

(4) 除去土壌の保管に伴い生ずる汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するため、遮水の効力、強度及び耐久力を有する遮水シート（以下「遮水シート」という。）の設置等必要な措置を講ずること。

- (5) 除去土壌に雨水又は地下水が浸入することを防止するため、除去土壌の表面を遮水シートで覆う等必要な措置を講ずること。
 - (6) 除去土壌の表面を土壌で覆うこと等関係者以外の者に係る放射線防護のため必要な措置を講ずること。
 - (7) 除去土壌がその他のものと混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
- ロ イに掲げる措置が適切に講じられていることを確認するため、除去土壌を保管している間、保管場所の周辺の放射線量を定期的に測定し、記録し、及び保存すること。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、除去土壌の保管を開始するときに放射線の量を測定し、記録し、及び当該記録を保存すること。
- ハ 周縁の地下水の放射性物質の濃度を定期的に測定し、記録し、及び保存すること。ただし、除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた土壌を当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する場合は、この限りでない。
- ニ 保管を行う者は、その保管を行う除去土壌の量、収集元等について記録し、これを保存すること。

注 除去土壌の処分の基準については、別途検討することから、本パブコメにおいて示しておりません。

21. 土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理等の委託の基準（第 40 条及び第 41 条）

【制度の概要】

- 除染実施区域に係る土壌等の除染等の措置を行う者は、当該土壌等の除染等の措置を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならないこととされている。
- 除染実施区域に係る除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者は、当該除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を委託する場合には、環境省令で定める基準に従わなければならないこととされている。

・ 土壌等の除染等の措置、収集、運搬、保管等の委託の基準

法第 40 条第 2 項による土壌等の除染等の措置及び第 41 条第 2 項の規定による除去土壌の収集、運搬又は保管を国、都道府県又は市町村等以外の者に委託する場合の基準は、次のとおりとする。

- 一 受託者が受託業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有する者であること。
- 二 受託者が次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ハ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で次に定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の二第七項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- (1) 大気汚染防止法（昭和四十三年法律九十七号）
 - (2) 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）
 - (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）
 - (4) 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）
 - (5) 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）
 - (6) 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）
 - (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）
 - (8) ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）
 - (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）
- ニ 廃棄物処理法第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは同法第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（廃棄物処理法第七条の四第一項第三号又は同法第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
- ホ 法、廃棄物処理法第七条の四若しくは同法第十四条の三の二（第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日

から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に廃棄物処理法第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの

へ ホに規定する期間内に廃棄物処理法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは次に定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の次に定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

(1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）

(2) 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、除去土壌の収集又は運搬の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからチまでのいずれかに該当するもの

ヌ 法人でその役員又はへに定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ル 個人でへに定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヲ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

三 委託契約には、受託者が前二号までに定める基準に適合しなくなったときは、国等において当該委託契約を解除することができる旨の条項が含まれていること。

四 受託業務に直接従事する者が、その業務に係る除去土壌について十分な知識等を有する者であること。

五 受託者が、除去土壌が飛散し、流出し、又は地下に浸透した場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることができる者

であること。

六 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれ、かつ、必要な書面が添付されていること。

イ 委託する除去土壌の種類及び量

ロ 除去土壌の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地

ハ その他必要な事項

七 前号に規定する委託契約書及び書面をその契約の終了の日から五年間保存すること。

八 受託者が自ら受託業務を実施する者であること。

九 あらかじめ、国、都道府県又は市町村等に対して当該機関から受託した除去土壌の収集等を委託しようとする者の氏名又は名称及び当該委託が基準に適合するものであることを明らかにし、当該委託について国等の書面による承諾を受けていること。

22. 除染廃棄物の現場保管基準（第41条第4項）

【制度の概要】

- 土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物を、当該土壌等の除染等の措置を実施した土地において保管する者（国や市町村の委託業者等の除染実施者や、土地の所有者等を想定）は、除染廃棄物の現場保管基準に従って、当該廃棄物を保管しなければならないこととされている。

(1) 除染特別地域内又は除染実施区域内の土地等に係る土壌等の除染等の措置に伴い生じた廃棄物（以下この項において「除染廃棄物」という。）（事故由来放射性物質による汚染状態が指定廃棄物の指定基準以下であるものを除く。）の保管の基準は、「4. 指定廃棄物の保管基準」の例によるものとする。

(2) 除染廃棄物（事故由来放射性物質による汚染状態が指定廃棄物の指定基準以下であるものに限る。）の保管の基準は、「6. 特定廃棄物の処理基準」のうち「特定廃棄物の保管基準」②の規定の例によるものとする。

23. 特定廃棄物の処理を行うことができる者（第 47 条及び第 48 条）

【制度の概要】

- 国、国の委託を受けて焼却を行う者等が特定廃棄物の処理基準に従って行う焼却を除き、特定廃棄物の焼却は禁止されている。
- 国、国の委託を受けて特定廃棄物の処理を行う者等以外の者は、特定廃棄物の処理を業として行ってはならないこととされている。
- 国、都道府県、市町村、第 35 条第 1 項第 4 号の環境省令で定める者（国、都道府県、市町村又は同号の環境省令で定める者から委託を受けて除去土壌の収集、運搬、保管又は処分を行う者を含む。）その他環境省令で定める者以外の者は、除去土壌の収集、運搬（土壌等の除染等の措置が行われた土地外に搬出するものに限る。）、保管又は処分を業として行ってはならないこととされている。

（1） 特定廃棄物の焼却を行うことができる者（第 47 条）

特定廃棄物の焼却を行うことができる者は、次のとおりとする³⁴。

- ① 国から特定廃棄物の焼却の委託を受けた者（以下「焼却受託者」という。）の委託を受けて当該特定廃棄物の焼却を行う者であって、次のいずれにも該当するもの
 - a 焼却受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務に係る特定廃棄物について十分な知識を有すること。
 - b 欠格要件³⁵に該当しないこと。
 - c 自ら焼却受託者から委託を受ける業務を実施すること。
 - d 国と焼却受託者との間の委託契約に係る契約書に、焼却受託者が特定廃棄物の焼却を委託しようとする者として記載されていること。
- ② 都道府県
- ③ 市町村
- ④ 都道府県又は市町村の委託を受けて特定廃棄物の焼却を行う者であって、①a から c までのいずれにも該当するもの

（2） 特定廃棄物の処理を業として行うことができる者（第 48 条第 1 項）

特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業として行うことができる者は、以下のとおりとする³⁶。

- ① 国から特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分の委託を受けた者（以下「処理受託者」という。）の委託を受けて当該特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を業と

³⁴ 国及びその委託を受けて特定廃棄物の焼却を行う者については、法第 47 条の規定により、特定廃棄物の焼却を行うことができることとされている。

³⁵ 禁固以上の刑や罰金刑に処せられ一定期間を経過しない者、廃棄物処理法等の関連法令の規定に基づく許可の取消処分等を受けた者、暴力団員又は暴力団員でなくなった者から一定期間を経過しない者、法人又は個人でその役員又は使用人のうちに前述のいずれかに該当する者のあるもの、等を規定する予定。

³⁶ 国及びその委託を受けて特定廃棄物の処理を行う者については、法第 48 条第 1 項の規定により、特定廃棄物の処理を業として行うことができることとされている。

して行う者であって、次のいずれにも該当するもの

- a 処理受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
- b 欠格要件に該当しないこと。
- c 自ら処理受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- d 国と処理受託者との間の委託契約に係る契約書に、処理受託者が特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を委託しようとする者として記載されていること。

② 都道府県

③ 市町村

④ 都道府県又は市町村の委託を受けて特定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分を行う者であって、①a から c までのいずれにも該当するもの

⑤ 法第 17 条第 2 項（第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定廃棄物の保管を行う者であって、指定廃棄物の保管基準に基づき環境大臣に対し指定廃棄物の保管の場所の変更に係る届出を行ったもの（当該届出書に記載した変更後の指定廃棄物の保管の場所へ当該指定廃棄物の運搬を行う場合に限る。）

(3) 除去土壌の処理を業として行うことができる者（第 48 条第 2 項）

① 国等から除去土壌の収集、運搬又は保管の委託を受けた者（以下「処理受託者」という。）の委託を受けて除去土壌の収集、運搬又は保管を行う者であって、次のいずれにも該当する者。

- a 処理受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- b 欠格要件に該当しないこと。
- c 自ら処理受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- d 国等と処理受託者との間の委託契約に係る契約書に、処理受託者が除去土壌の収集、運搬又は保管を委託しようとする者として記載されていること。

② 法第 35 条第 3 項の規定により除染等の措置を実施する者

③ ②に定める者の委託を受けて除去土壌の収集等を行う者であって、①a から c までのいずれにも該当するもの。

24. 措置命令の命令書に記載すべき事項（第 51 条）

【制度の概要】

- 環境大臣等は、第 40 条第 1 項の環境省令で定める基準に適合しない土壌等の除染等の措置が行われた場合等において必要があると認めるときは、必要な限度において、当該土壌等の除染等の措置を行った者等に対し、期限を定めて、当該土壌等の除染等の措置の方法の変更その他必要な措置を講ずべきこと等を命ずることができることとされている。

- ・ 命令書に記載すべき事項は、以下に掲げる事項とする。
 - ① 講ずべき土壌等の除染等の措置の内容
 - ② 命令の年月日及び履行期限
 - ③ 命令を行う理由 等

25. その他省令で定める事項（第 58 条）

【制度の概要】

- 法律の実施のための手続きその他この法律の施行に関し必要な事項は省令で定めるところとされている。

- ・ 本法の実施のための手続きその他この法律の施行に関し必要な事項として以下に掲げる事項を環境省令で定めることとする。
 - ① 第 27 条第 5 項に規定する身分を示す証明書の様式を定めることとする。
 - ② 第 32 条第 5 項に規定する都道府県知事等による環境大臣に対する要請の際に必要な書類の様式を定めることとする。
 - ③ 第 35 条第 3 項の規定により、国、都道府県、市町村、第 35 条第 1 項第 4 号の環境省令で定める者又は土地等の所有者等が、第 35 条第 3 項の規定により除染等の措置等を実施する場合であって、当該措置を委託により実施するときは、その委託先に関する情報を、合意した相手方に対し通知するものとする。また、この通知を受けた者は、当該通知を、当該区域の除染実施計画の策定者に通知するものとする。
 - ④ 除染等の措置の実施に当たっては、その実施者は、除去土壌等の発生の抑制に努めること。
 - ⑤ 農用地における土壌等の除染等の措置の実施に当たっては、農業生産を再開できる条件を回復させるよう配慮する旨を規定予定。